

武雄市における保育施設等の避難情報発令時対応ガイドライン

武雄市教育委員会
令和6年11月1日改定

1 目的

台風や豪雨などに伴う避難情報発令時、保育施設には、園児や保育従事者の生命と身体の安全を守るための早急な対応が求められる。

そこで武雄市内において、各保育施設の存在する地区に避難情報が発令された場合の保育（2号・3号）認定子どもに係る対応について、ガイドラインを定める。

なお、本ガイドラインは、各園が避難情報発令時の対応を検討するにあたって参考とすべき事項を示したものであり、最終的な休園等の判断は、各園の防災計画にのっとり、園の構造や周辺の状況を踏まえ、各園が行うものとする。

2 市民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに市民がとるべき行動は次の表のとおりであり、乳幼児とその支援者は、【警戒レベル3（高齢者等避難）】が発令された時点で、速やかに避難することとされている。

| 警戒レベル | 状況 | 住民がとるべき行動 | 市からの避難情報等 |
|----------------------------|----------------------|--|-----------|
| 5 | 災害発生 又は切迫 | ◎ 命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず命が危険な状態です。 ・避難することがかえって危険である場合、自宅や近隣建物で緊急的に安全を確保する。 | 緊急安全確保 |
| ~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~ | | | |
| 4 | 災害のおそれ 高い | ◎ 危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難する。 | 避難指示 |
| 3 | 災害のおそれ あり | ◎ 危険な場所から高齢者等は避難 ・避難に時間を要する人（高齢者、障がい者、乳幼児等）とその支援者は避難行動をとる。 ・その他の人は、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。 | 高齢者等避難 |
| 2 | 気象状況 悪化 | ◎ 自らの避難行動を確認 ・避難に備えハザードマップ等により避難行動の確認をする。 | |
| 1 | 今後気象 状況悪化 のおそれ | ◎ 災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する。 | |

※判断基準としている「警戒レベル」の避難情報は、武雄市が総合的に判断し、「防災行政無線（屋外スピーカー）」、「戸別受信機」、「武雄市ホームページ」、「武雄市防災アプリたけぼう」でお知らせするもので、武雄市以外が出す「警戒レベル3相当」等の気象情報等は、本ガイドラインの判断基準にはあたらない。

3 発令時の対応

「市民がとるべき行動」を踏まえ、【警戒レベル3～5】が発令された場合の保育（2号・3号）認定子どもに係る対応を次のとおりとする。

(1) 「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時刻までの間に発令」の場合

| 警戒レベル | 避難情報 | 保育施設の対応 | 対象の園 |
|-------|--------|--|-----------------|
| 3 | 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該日は休園とする。 ・保護者への休園の連絡に努める。 ・市へ休園の報告する。 | 発令対象地区に所在する全ての園 |
| 4 | 避難指示 | | |
| 5 | 緊急安全確保 | | |

※避難情報発令中であっても明らかに気象状況が回復傾向であり、学校等の開校及び避難解除も予測される場合は、各園の周囲の安全を確認した上で、開園するものとする。

※開園前に発令が解除された場合

安全を確認の上、平常保育を開始する。

状況によっては開園時間を遅らせたり、休園となる場合もあります。

(2) 「開園時間中に発令」の場合

| 警戒レベル | 避難情報 | 保育施設の対応 | 対象の園 |
|-------|--------|---|-----------------|
| 3 | 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則、予め保護者へ周知している避難場所へ園児を避難させる。 ただし、他の避難場所又は園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。 ・保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をするように努める。 | 発令対象地区に所在する全ての園 |
| 4 | 避難指示 | | |
| 5 | 緊急安全確保 | | |